

令和5年度働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）

課題別にみる助成金の活用事例

建設業



令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

測量作業と重機操作を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と重機用センサーユニットを導入

改善の結果

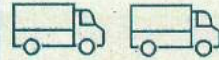


過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人で行えるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

運送業



令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

企業の課題

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

積載量の多いトレーラーを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

病院等



令和6年4月1日から、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

企業の課題

X線検査に関する業務を効率化し、労働時間を削減したい！

内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

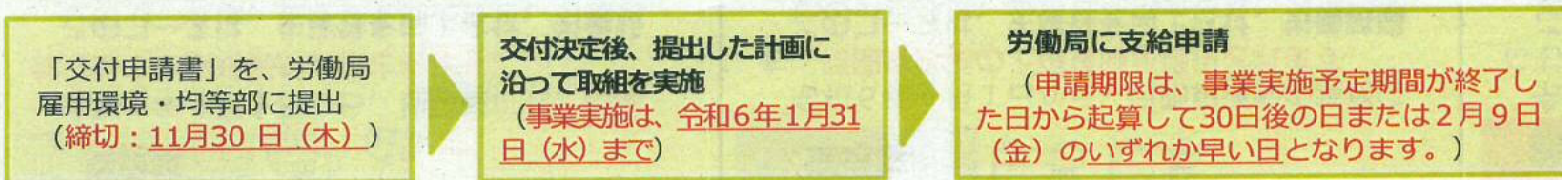
生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

令和5年度働き方改革推進支援助成金 各コースの成果目標・助成上限額など

コース名	成果目標	助成上限額※1	助成対象となる取組	助成率	
適用猶予業種等 対応コース (適用猶予業種等へ の上限規制の適用に 対応するため、労働 時間の削減等に向け た環境整備に取組む 中小企業事業主に助 成)	建設事業	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円※2 ②4週4休→4週8休：100万円 合計350万円	労働時間短縮や生産性 向上に向けた取組 ①就業規則の作成・ 変更 ②労務管理担当者・ 労働者への研修 (業務研修を含む) ③外部専門家による コンサルティング ④労務管理用機器等の 導入・更新 ⑤労働能率の増進に 資する設備・機器の 導入・更新 ⑥人材確保に向けた 取組 等	費用の 3/4 を助成 事業規模30名 以下かつ労働 能率の増進に 資する設備・ 機器等の経費 が30万円を超 える場合は、 4/5を助成
	自動車運転の業務	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円※2 ②11H以上：150万円※3 合計400万円		
	医業に従事する医師	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月100H超→月80H以下：250万円※4 ②11H以上：150万円 ※3 ③50万円 合計450万円		
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた 環境整備に取組む中小企業事業主に助成)	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：200万円※5 ②25万円 ③25万円			
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し 助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助 成上限額となる ・9～11H：80万円 ・11H以上：100万円 合計250万円			
労働時間適正管理推進コース (労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設 定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成)	新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた 時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保 存について就業規則等に規定すること また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること	上限額：100万円			

- ※1 賃金加算制度あり：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算（5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算）。
 (常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。)
- ※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって以下の助成上限額となること。(※4、※5においても同様)
 月80H超→月60～80H：150万円/月60～80H→月60H以下：200万円
- ※3 9時間以上の勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額100万円
- ※4 月90～100H→月80H以下：200万円/月80～90H→月80H以下：150万円
- ※5 月80H超→月60～80H：100万円/月60～80H→60H以下：150万円

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。



ご不明な点がございましたら、
福岡労働局雇用環境・均等部企
画課にお問い合わせください。

☎ 092-411-4717